

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会心配ごと相談所規程

(設置)

第1条 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、住民の日常生活上の心配ごとの相談に応じ、適切な助言、援助を行い地域住民の福祉の増進を図るため、心配ごと相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(相談所の開設)

第2条 相談所は、心配ごと相談所及び法律相談所とし、別に定める会場に開設する。

2 心配ごと相談所は、原則として毎月開催し、開設時間は午後1時から午後3時までとする。

3 法律相談所は、原則として毎月4回開催し、開設時間は午後1時から午後4時までとする。

(相談員)

第3条 相談所に相談員を置く。

2 心配ごと相談所の相談員の定数は、12名以内とする。

3 心配ごと相談所の相談員は、民生委員児童委員及び識見を有する者の中から会長が委嘱するものとする。

4 法律相談所の相談員は、弁護士又は司法書士とする。

(相談員の責務)

第4条 相談員は、相互に連絡を密にし、協力するものとする。

2 相談員は、常に親切を心がけ、誠実かつ公正に相談に応じなければならない。

3 相談員は、取り扱った事例につき、その相談経過を明確に記録しておくとともに、問題解決が困難なケースについては、当該公的機関等に連絡又は照会を行う等適正な処置を行うものとする。

4 相談員は、職務上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。